

(事例70) 51歳男性、デスクワーク、糖尿病コントロール不良のため夜間帯勤務、超過勤務の禁止

類型	症候	疾患
3, 4	1. 高血糖	9. 糖尿病

きっかけ	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 51歳、男性、既往歴：右下肢骨折（Ope）、</p> <p>2) 業種、作業内容 デスクワーク</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など HbA1c9.2 (JDS)</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 夜間勤務禁止、超過勤務禁止</p>		
<p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）</p> <p>以前より、血糖高値、血圧高値、脂質異常症を健診で指摘。 紹介状作成により病院受診するも自己中断。 今回の健診で HbA1c 高値となったため、就業制限となった。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>③ 健康管理を促進するため（受診、治療を強く進めるため）</p> <p>④ 職場や企業への注意を促すため（例：過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど）</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>社内基準により HbA1c8.0% (JDS) 以上は、基本的に夜勤禁止、超過勤務禁止である。 生活環境を整えるため夜勤禁止は理解できるが、超過勤務禁止は厳しい制限なので、 超過勤務制限とするべきだと思う（社内基準の見直しを検討）。</p>		